

## 事業概略書

子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する調査研究事業

株式会社 日本能率協会総合研究所 (報告書 A 4 版 312頁)

### 事業目的

子どもの貧困の連鎖を防止するため、「子どもの学習・生活支援事業」の未実施自治体における新規立上げや学習支援と生活支援の一体的な実施の促進、支援の質の向上に資するよう、参考となる取組や好事例等を収集・分析し、取組方の例を分かりやすく全国に周知するための調査研究を行った。具体的には、アンケート調査により、全国における「子どもの学習・生活支援事業」の取組み実態を明らかにするとともに、自治体や受託事業者が事業を実施する際に参考とできるガイドライン（兼事例集）を作成した。

### 事業概要

#### (1) 検討委員会の設置

子どもの学習・生活支援事業の実態を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査の実施・分析、ガイドラインを検討・作成するため、学識者、関係団体、都道府県、市町村で構成する「子どもの学習・生活支援事業における学習支援と生活支援の一体的実施等のあり方に関する検討委員会」を設置した。

#### (2) アンケート調査、ヒアリング調査の実施

##### ①アンケート調査

自治体における学習・生活支援事業の実施状況や課題を把握するため、福祉事務所設置自治体へのアンケート調査（悉皆調査）を実施した。

##### ②ヒアリング調査

アンケート調査をもとに、学習・生活支援について効果的な一体的実施等に取り組んでいる12自治体に対してヒアリング調査（標本調査）を実施した。

#### (3) ガイドラインの作成

アンケート調査結果やヒアリング調査結果をもとに、自治体等の子どもの学習・生活支援の実施に資する「ガイドライン（兼事例集）」を作成した。

## 調査研究の過程

### (1) 検討委員会の実施日程

区分	議題（内容）
第1回 令和6年9月13日（金） 18時～20時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員自己紹介</li> <li>・本事業の実施概要</li> <li>・ガイドライン及びアンケート調査について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガイドラインについて</li> <li>②アンケート調査について</li> </ul> </li> </ul>
第2回 令和6年10月21日（月） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング調査の概要について</li> <li>・ガイドライン骨子案について</li> </ul>
第3回 令和6年11月11日（月） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果の速報について</li> <li>・ガイドライン骨子案（Ver2）について</li> </ul>
第4回 令和6年12月23日（月） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果の確報値について</li> <li>・ガイドライン素案について</li> <li>・ヒアリングについて</li> </ul>
第5回 令和7年3月12日（水） 18時～20時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果報告書について</li> <li>・ガイドライン案について</li> </ul>

### ■委員一覧（敬称略）

	氏名（敬称略）	所属先・役職等
学識者	◎岡部 卓	新潟医療福祉大学教授・東京都立大学名誉教授
	小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 社会福祉学科長
関係団体	土屋 匠宇三	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
	渡辺 由美子	認定特定非営利活動法人キッズドア 理事長
都道府県	久保 賢汰	北海道 保健福祉部 福祉局 地域福祉課 地域福祉推進係 主任
	中居 裕樹	神奈川県 福祉子どもみらい局福祉部 生活援護課 生活保護グループ 副主幹
市町村	齋藤 淳	宮城県岩沼市 健康福祉部 社会福祉課 社会係 主査
	東江 靖典	沖縄県名護市 福祉部 生活支援課 課長

◎委員長

## (2) アンケート調査

子どもの学習・生活支援事業の実施にあたって、学習支援と生活支援の一体的取組の実態や相乗効果を高めるために実施している工夫や取組内容、関係機関との連携手法、課題、未実施自治体におけるその理由や課題等を把握するため、アンケート調査（福祉事務所設置自治体：悉皆調査）を実施した。

調査項目は、子どもの学習・生活支援事業の実態を把握できるもの、またガイドラインの作成や事例集に活用できるものとした。また、令和元年度及び2年度に実施した社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業」関連（いずれも弊社実施）において実施したアンケート調査項目も踏まえて設計した。

【調査対象】福祉事務所設置自治体907件（都道府県：45件、市区町村：862件）

【調査方法】厚生労働省より電子メールにて都道府県・指定都市・中核市に送付、  
ならびに都道府県経由で市区町村に依頼  
各自治体はExcel電子調査票で回答、電子メールで事務局に提出

【調査期間】令和6年10月15日（火）～11月13日（水）

【調査項目】・貴自治体について  
・事業実施の有無について  
・事業内容について  
・今後の実施予定について

【回収結果】907件配布、539件回収

## (3) ヒアリング調査

アンケート調査結果をもとに、子どもの学習・生活支援の効果的な一体的実施等に取り組んでいる自治体（事業委託先含む）に対してヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査では、子どもの学習・生活支援の効果的な一体的実施における内容や方法、ポイント、工夫、成果、高校生への切れ目のない支援方法等について、主としてアンケート結果の回答内容を深掘りし、事例集として整理した。

### 【ヒアリング候補自治体の選定基準】

- ・未実施自治体への普及を念頭にした人口規模（特に小規模優先）
- ・全国的な普及のための地域バランス
- ・運営形態（直営、委託）
- ・実施形態（集合型、訪問型、オンライン）
- ・広域実施
- ・他自治体が参考にできる内容（プログラムの内容や連携先・連携内容、連携による効果、工夫している取組内容・ポイント、効果・成果、評価指標）

**【主なヒアリング項目】**

- ・事業概要（事業費、広域実施の場合は按分額 含む）
- ・実施背景、概要（開始のきっかけ、課題、思いや苦勞 含む）
- ・実施体制
- ・対象年代
- ・利用者数
- ・アセスメントシート、プランシートの内容
- ・運営形態、実施形態
- ・プログラムの内容
- ・連携先、連携内容
- ・連携による効果
- ・工夫している取組内容とポイント、効果と成果
- ・評価指標（地域（住民）の変化、子どもを取り巻く環境の変化 含む）
- ・個人情報の取り扱い
- ・課題

**【ヒアリング対象の12自治体】**

- ・北海道石狩市
- ・福島県喜多方市
- ・千葉県習志野市
- ・東京都国分寺市
- ・山梨県山梨市
- ・愛知県田原市
- ・京都府長岡京市
- ・島根県大田市
- ・徳島県鳴門市
- ・長崎県対馬市
- ・宮城県
- ・熊本県

**（4）ガイドラインの作成**

子どもの学習・生活支援事業の推進にあたり、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第10号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「課長通知」という）が発出され、生活困窮者自立支援法の改正を踏まえた、学習・生活支援事業の趣旨、実施方法等が示された。

この「課長通知」の内容を踏まえたガイドラインの作成を行った。

## 事業結果

### 1. アンケート調査結果のまとめ

#### (1) 事業実施の状況

- 学習支援は、都道府県のうち全福祉事務所で実施が6割半ば、一部の福祉事務所で実施が2割半ばとなっている。市区町村では7割弱の実施となっている。
- 生活支援は、都道府県のうち全福祉事務所で実施が6割半ば、一部の福祉事務所で実施が2割強となっている。市区町村では約5割の実施となっている。

#### (2) 事業対象世帯

- 都道府県では、「生活保護受給世帯」が9割半ばで最も高く、「就学援助制度利用世帯」が9割弱、「児童扶養手当受給世帯」が8割強と続いている。
- 市区町村では、「生活保護受給世帯」が9割半ばで最も高く、「就学援助制度利用世帯」が6割半ば、「児童扶養手当受給世帯」が6割弱と続いている。

#### (3) アセスメントシート・プランシートの有無

- 「アセスメントシートがある」は、都道府県が6割半ば、市区町村が5割弱、「プランシートがある」は、都道府県が4割半ば、市区町村が3割半ばとなっている。

#### (4) 事業の実施方法

- 「「子どもの学習・生活支援事業」単独で又は他の事業とは別々に実施している」が最も高く、都道府県は9割半ば、市区町村は8割半ばとなっている。

#### (5) 事業の運営・実施形態

##### 【運営形態】

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「委託」が9割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「委託」が8割、生活支援は「委託」が7割半ばとなっている。

##### 【実施形態】

- 都道府県では、学習支援は「集合型」が9割半ば、「訪問型」「オンライン」がともに4割半ばとなっている。生活支援は「集合型」が約9割、「訪問型」が5割、「オンライン」が4割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「集合型」が9割半ば、「訪問型」が3割半ば、「オンライン」が1割半ばとなっている。生活支援は「集合型」が約9割、「訪問型」が4割半ば、「オンライン」が約1割となっている。

#### (6) 事業の委託先

- 都道府県では、学習支援は「NPO法人」が5割で最も高く、「株式会社」が4割強、「社会福祉協議会」が3割強と続いている。生活支援は「NPO法人」が5割で最も高く、「株式会社」が約4割、「社会福祉協議会」が3割強と続いている。
- 市区町村では、学習支援は「NPO法人」が4割弱で最も高く、「株式会社」が約3割、「社会福祉協議会」が約2割と続いている。生活支援は「NPO法人」が3割半ばで最も高く、「株式会社」が2割半ば、「社会福祉協議会」が約2割と続いている。

(7) 委託する理由

- 都道府県では、学習支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割強で最も高く、「より専門的なサービス提供」が9割弱、「業務の効率化」が6割と続いている。生活支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割強で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「業務の効率化」が約6割と続いている。
- 市区町村では、学習支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割弱で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「職員（専門職）の不足」が7割強と続いている。生活支援は「学習・生活支援の効果を高めるため」が9割弱で最も高く、「より専門的なサービス提供」が8割半ば、「職員（専門職）の不足」が7割強と続いている。

(8) 委託先の選定方法

- 都道府県では、学習支援は「公募プロポーザル」が5割半ばで最も高く、「随意契約」が4割強となっている。生活支援は「公募プロポーザル」が5割半ばで最も高く、「随意契約」が4割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「随意契約」が5割半ばで最も高く、「公募プロポーザル」が3割半ばとなっている。生活支援は「随意契約」が5割半ばで最も高く、「公募プロポーザル」が4割弱となっている。

(9) 委託にあたっての配置人員の定め

- 都道府県では、学習支援は「定めている」が6割半ば、生活支援は5割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「定めている」が6割半ば、生活支援は6割強となっている。

(10) 委託にあたっての資格要件の定め

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「定めていない」が6割半ばとなっている。
- 市区町村では、学習支援は「定めていない」が約6割、生活支援は6割強となっている。

(11) 委託期間の定め

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「定めている」が9割を超えている。
- 市区町村では、学習支援は「定めている」が9割強、生活支援は9割弱となっている。

(12) 「子どもの学習・生活支援事業」の取組内容

■主に子どもに対する取組

- 都道府県では、「普段の学習支援」が10割で最も高く、「居場所（事業実施場所）での相談・助言」「進路・就労相談」がともに約9割、「長期休暇中の学習支援」が8割強と続いている。
- 市区町村では、「普段の学習支援」が9割半ばで最も高く、「進路・就労相談」が8割弱、「長期休暇中の学習支援」が7割半ば、「居場所（事業実施場所）での相談・助言」が約7割と続いている。

■主に保護者（親等）に対する取組

- 都道府県では、「子どもの進路・就労相談」が9割で最も高く、「随時の対面相談の実施」「電話やメールによる個別相談」がともに8割、「子どもの送迎時における対面相談」が7割半ばと続いている。
- 市区町村では、「子どもの進路・就労相談」が約8割で最も高く、「電話やメールによる個別相談」が7割半ば、「随時の対面相談の実施」が7割強、「奨学金等の情報提供」が5割半ば

と続いている。

(13) 委託先以外の連携先

■教育関係の連携先

- 都道府県では、学習支援は「中学校」が8割半ば、生活支援は9割弱で最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「中学校」が9割強、生活支援は9割半ばで最も高い。

■社会福祉六法外の民間の連携先

- 都道府県では、学習支援は「子ども食堂」「フードバンク」がともに4割半ば、生活支援は「フードバンク」が6割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「子ども食堂」が4割強、生活支援は5割半ばで最も高い。

■行政の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「生活保護所管部署」が7割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援は「生活保護所管部署」が8割強、生活支援は9割弱で最も高い。

■福祉関係等の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「自立相談支援機関」が7割半ばで最も高い。
- 市区町村では、学習支援、生活支援ともに「自立相談支援機関」が7割半ばで最も高い。

■専門職等の連携先

- 都道府県では、学習支援、生活支援ともに「ケースワーカー」が8割強で最も高い。
- 市区町村では、学習支援、生活支援ともに「ケースワーカー」が8割半ばで最も高い。

(14) 「子どもの学習・生活支援事業」の効果測定

- 都道府県では、「測定していない」が6割半ば、「測定している」が3割弱、「測定し、事業の改善に活用している」が1割未満となっている。
- 市区町村では、「測定していない」が約6割、「測定し、事業の改善に活用している」が2割強、「測定している」が1割半ばとなっている。

(15) 事業利用者の確保方法

- 都道府県では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が7割強で最も高く、「学校の教職員等からの声掛け」が7割弱、「自治体のホームページへの掲載」が4割半ばと続いている。
- 市区町村では、「生活保護ケースワーカーの声掛け」が8割弱で最も高く、「学校の教職員等からの声掛け」が約5割、「自治体のホームページへの掲載」が4割半ばと続いている。

(16) 利用者が事業を利用しやすくするための工夫

- 都道府県では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している」が7割強で最も高く、「スティグマ（差別・偏見）が生じにくい周知を行っている」が6割弱、「土日祝日に事業を実施している」が5割半ばと続いている。
- 市区町村では、「大学生や地域の学習指導経験者等、子どもに身近に感じられやすい人材を事業の担い手（支援員）として活用している」が7割弱で最も高く、「交通の便が良い施設で事業を実施している」が5割半ば、「スティグマ（差別・偏見）が生じにくい周知を行っている」が4割半ばと続いている。

- (17) 利用者の早期発見・早期支援のための工夫
- 都道府県では、「自立相談支援機関と情報共有している」が6割半ばで最も高く、「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が6割、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）と情報共有をしている」が5割と続いている。
  - 市区町村では、「自立相談支援機関と情報共有している」が6割半ばで最も高く、「学校や教育委員会から情報提供を受けている」が6割強、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）と情報共有をしている」が4割半ばと続いている。
- (18) 「子どもの学習・生活支援事業」の課題
- 都道府県では、「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」がともに6割弱で最も高く、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が5割半ば、「実施するための財源の確保が難しい」が4割半ばと続いている。
  - 市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が4割弱で最も高く、「訪問型の取組の導入が難しい」「活動場所への利用者の移動手段の確保が難しい」「事業の周知が難しい」がともに3割弱と続いている。
- (19) 「子どもの学習・生活支援事業」を実施していない理由（未実施自治体）
- 市区町村では、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」が6割半ばで最も高く、「対象となる子ども自体が少ない」が6割半ば、「委託先を確保するのが難しい」「実施するための財源の確保が難しい」がともに5割半ばと続いている。

## 2. ガイドラインの作成

作成したガイドラインの構成は以下のとおりである。また、概要版の作成も行った。

### ■ガイドラインの構成

章立て	主な項目・内容
1 はじめに	(1) ガイドラインの目的 (2) ガイドラインの読み手 (3) ガイドラインの使い方
2 背景	(1) 子どもの貧困を取り巻く課題（現状分析） (2) 学習・生活支援事業の実施状況・課題 (3) 学習・生活支援事業の目指すもの
3 事業対象者	子どもの学習・生活支援事業の対象者
4 学習・生活支援事業とは	(1) 学習・生活支援事業の内容 (2) 学習・生活支援事業の効果・成果 (3) 学習・生活支援事業の一体的実施の必要性・有効性
5 学習・生活支援事業の実施にあたって	(1) 学習支援 (2) 生活支援《子どもに対する支援、保護者に対する支援》 (3) 学習・生活支援事業の実施プロセス
6 学習・生活支援事業の実施方法	(1) 実施主体 (2) 実施要件（配置人員、資格要件、実施期間等） (3) 実施形態 (4) 運営形態
7 学習・生活支援事業における連携体制の整備	(1) 庁内体制の整備 (2) 自立相談支援機関・他機関との連携体制の整備 (3) 他の学習・生活支援事業との連携
8 事業実施にあたってのポイント	(1) 学習支援と生活支援の一体的実施 (2) アセスメントシート・プランシートによる支援 (3) 体験活動等の充実 (4) 小学生への効果的な支援 (5) 中学生への効果的な支援 (6) 高校生世代への効果的な支援 (7) 担い手の確保 (8) 個人情報への配慮 (9) 他自治体との共同実施 (10) 目標設定、効果測定 (11) 保護者支援の充実
9 学習・生活支援事業の取組事例	(1) 北海道石狩市 (2) 福島県喜多方市 (3) 千葉県習志野市 (4) 東京都国分寺市 (5) 山梨県山梨市 (6) 愛知県田原市 (7) 京都府長岡京市 (8) 島根県大田市 (9) 徳島県鳴門市 (10) 長崎県対馬市 (11) 宮城県 (12) 熊本県

## ■ガイドライン概要版

### (1) 学習・生活支援事業とは

#### ①本ガイドラインについて

- 本ガイドラインは、福祉事務所設置自治体を実施する「子どもの学習・生活支援事業」の効果的な実施方法を提供することを目的としています。
- 事業未実施の自治体には事業の立ち上げの参考として、既の実施している自治体には支援の質の向上や学習・生活支援の一体的実施を促進するための指針として活用されることを期待します。

#### ②事業の目的と位置づけ

- 子どもの貧困は、家庭環境や保護者の養育面の課題等が要因となり、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生むと指摘されています。学習・生活支援事業を含む生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の尊厳を確保しつつ、生活に困窮しているという状態だけでなく、その背景も捉え、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ早期に支援することを通じ、地域づくりにもつなげていくことで、地域共生社会の中核的な役割を果たすことが期待されています。子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行うことが必要です。
- 学習・生活支援事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象として実施するものであり、子どもの学習支援とともに、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行うものです。
- 「貧困の連鎖」を防止するための取組として、学習支援を中心としながら、居場所の提供や体験学習を通じた相互の交流やコミュニケーションを図ることなど、創意工夫のある取組を、地域の実情に応じて実施していくものです。
- 学習支援の効果を高めるためには、生活環境の改善が欠かせないため、子ども自身への学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善、保護者（世帯含む）への支援を一体的に進め、関係者間の密接な連携を通じて、支援の効果の最大化を図り、実施していくことが必要です。

### (2) 学習・生活支援事業の実施内容

#### ①学習支援

学習（学び直し）の機会を提供し、高校等進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ります。

⇒ 学習指導員やボランティア等による家庭の状況を踏まえた個別やグループでのサポート、学校の勉強の復習・フォローアップ、学習の習慣づけ、学び直し 等

#### ②生活支援

◎子どもに対する支援  
〈居場所での相談支援〉  
子どもが安心して過ごせる場所を提供し、支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図ります。

⇒ 事業実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供 等

〈日常生活習慣の形成〉  
生活習慣の助言や実践を通じて、十分な日常生活習慣等が身につけていない子ども

⇒ 居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理

<p>もへの支援を図ります。</p> <p>〈社会性の育成〉 親や家族以外の人と接する機会の少ない子ども等に対して助言することにより、他人との接し方等を身につけます。</p> <p>〈体験活動等〉 体験機会の少ない子ども等に対し、共同作業や年中行事等の体験を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図ります。</p> <p>※上記のほか、小学生、中学生、高校生世代への支援</p> <p>◎保護者に対する支援 〈子どもの養育に必要な知識の情報提供等〉 子どもの養育に関する知識や情報が十分でない保護者に対して助言や情報提供を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。</p> <p>〈教育や進路選択に必要な相談支援〉 生活困窮世帯では子どもの教育資金が不足しがちであり、10代への支援が不十分だと長期間の支援の空白が生じる可能性があるため、学習支援だけでなく、教育・進学・就労を含む自立支援のための相談が必要です。</p> <p>〈巡回支援等を通じた世帯全体への支援〉 保護者に対する助言等、世帯全体への支援を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図ります。</p>	<p>の習慣づけ 等</p> <p>⇒ 居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言等</p> <p>⇒ 居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験 等</p> <p>⇒ 子どもの教育の重要性、家庭の食生活や衛生環境の改善、生活費の管理、子育てや子どもとの関わり方の助言、講座や相談会の開催等</p> <p>⇒ 就学援助費等の情報提供、進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援や就労支援の利用の助言 等</p> <p>⇒ 家庭訪問等により、子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業や各種支援策の情報提供及び利用勧奨 等</p>
--	---

### (3) 学習・生活支援事業の実施方法

#### ①実施主体

- 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村ですが、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができます。

#### ②実施要件（配置人員、資格要件、実施期間等）

- 学習・生活支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた事業実施を基本としています。

このため、配置人員、資格要件等について、国としての要件は定めていませんが、事業をより効果的に実施するため、独自に定めている自治体もあります。

### ③実施形態

- 拠点となる会場に子どもが集まる「集合型」、子どもの家庭等に訪問する「訪問型」、対面ではなくインターネットを活用した「オンライン型」、それらを状況により組み合わせた「複合型」があります。

### ④運営形態

- 自治体職員が自ら実施する「直営」、事業者に委託して実施する「委託」、「直営」と「委託」を組み合わせた「併用型」があります。

## (4) 学習・生活支援事業における連携体制の整備

- 生活困窮世帯の子どもは、経済的な困窮に加え、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、発達障害、家庭全体としても虐待や保護者の就労、精神疾患、衛生環境など複合的な課題を抱えている場合があります。そのため、生活困窮者自立支援担当部署だけでは対応が難しいため、他機関との連携が必要となります。
- 学習・生活支援事業では、適切な支援者を見つけ、協力を要請し、支援の目的や方向性を共有しながら継続的に支援することが重要です。また、地域の商工会や企業、居住支援機関、食料支援団体など多様な社会資源とも連携し、子どもの学習や社会参加の機会を広げることが求められます。

### ①庁内体制の整備

- 生活困窮者自立支援制度を子どもの養育支援の一環として捉える場合、行政の関係部局は多岐にわたり、単独では十分な効果を発揮しにくいです。そのため、自治体は庁内の連携体制を整え、地域の実情に応じた支援施策を検討し、展開する必要があります。また、委託して実施する場合も、委託先が関係部局と連携できるよう調整することが求められます。

### ②自立相談支援機関・他機関との連携体制の整備

- 学習・生活支援事業をより効果的に実施していくためには、次のような関係機関と連携して実施していくことが求められます。

- ・ 自立相談支援機関
- ・ 教育関係機関（幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校、大学・短大・専門学校等の高等教育機関、フリースクール、学習塾 等）
- ・ 地域の民間機関（町内会・自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO 法人・認定 NPO 法人、民間企業、子ども食堂、フードバンク、シルバー人材センター、医師会、医療機関 等）
- ・ 行政機関（母子保健担当部署、児童福祉担当部署、教育委員会、生活保護担当部署、住宅施策担当部署、障害福祉担当部署、商工労働担当部署、多文化共生担当部署、児童相談所、警察署、保健所、児童館・児童遊園、図書館、公民館、コミュニティセンター、他自治体 等）
- ・ 福祉関係機関（社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、児童養護施設、就労支援機関 等）
- ・ 専門職等（ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員・児童委員、公認心理師・臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、キャリア

## (5) 事業実施のポイント

### ①学習支援と生活支援の一体的実施

- 学習・生活支援事業を効果的に実施するには、学習支援と生活支援を連携させ、一体的に提供することが重要です。
- 学習環境が整っていない子どもには学びやすい環境を整え、生活環境に課題を抱える子どもには基本的な生活習慣の確立を支援します。また、保護者への進学や就職に関する情報提供や奨学金制度の案内を通じて家庭での支援を促し、子どもの成長を後押しします。さらに、教育機関や福祉機関など関係機関と連携するとともに、多様な体験活動を提供することで子どもの進路選択の幅を広げます。
- このような取組により、子どもの可能性を広げ、自立を支援することで貧困の連鎖を断ち切ることが求められます。

### ②アセスメントシート・プランシートによる支援

- アセスメントシートとプランシートは、子どもの状況を的確に把握し、効果的な支援を行うための重要なツールです。
- アセスメントシートを用いて学習状況や生活環境を詳細に把握し、課題を明確化することで支援の方向性を設定します。その後、プランシートで短期・中期・長期の目標や具体的な支援内容を計画し、学習支援・生活支援・保護者支援を含む包括的な支援を実施します。
- これらのシートは関係機関と共有することで、一貫性のある支援が可能となり、子どもの成長実感やモチベーション向上にもつながります。

### ③体験活動等の充実

- 学習・生活支援事業における体験活動は、子どもの学習意欲や社会性を育み、進路選択に役立てることを目的としています。特に生活困窮世帯の子どもに対して、学ぶ楽しさや社会とのつながりを実感させ、自己肯定感を育むことで将来への希望を持たせることが重要です。
- 農業体験や職場見学、地域イベントへの参加などを通じて、働く意義や社会の仕組みを学び、地域とのつながりを強化することで、進学や就職への意識向上につながります。

### ④小学生への効果的な支援

- 小学生は学習習慣や生活習慣を身につける重要な時期であり、貧困の連鎖を断ち切るためには、この段階から支援を行うことが効果的と考えられます。
- 支援体制は手厚くすることが望ましく、遊びを取り入れた学習などを通じて、自己肯定感を高め、大人への安心感を醸成することが期待されます。
- 小学生への支援は、学習習慣や生活習慣の定着を促すとともに、中長期的な視点から取り組むことが求められます。

### ⑤中学生への効果的な支援

- 中学生は義務教育を終え、高校生世代へと移行する転換期にあり、学力の向上とともに、進路選択や社会性の形成が重要となる時期です。特に生活困窮世帯の子どもには学習支援と生活支援を一体的に行うことで、将来の選択肢が狭くならないように支援するとともに、自立に必要な力を養い、貧困の連鎖を防ぐことが求められます。
- 一人ひとりの理解度に応じた学習支援や高校受験対策を提供し、家庭環境が整っていない場合には安心して勉強できる場を用意することが重要です。また、保護者への奨学金制度や学

費支援の情報提供を通じて進学ハードルを下げ、家庭内のサポート体制を整えることが必要です。

#### ⑥高校生世代への効果的な支援

- 高校生世代への支援は、進学や就職など将来の選択を具体的に考える時期であることを踏まえた対応が必要です。
- 進学を目指す子どもには受験対策講座や個別指導を、進学以外の道を選ぶ子どもには資格取得支援や職業訓練を提供します。また、中退防止や学び直しの支援が重要であり、高校との連携強化も必要です。
- 生活支援では金銭管理や職業体験を通じて自立した生活をイメージできる機会を提供し、大人への移行期にある子どもを周囲の大人が見守りながら支えていくことが求められます。

#### ⑦担い手の確保

- 学習・生活支援事業の担い手には特定の資格要件はないものの、子どもと信頼関係を築き、社会との接点となる役割が求められます。特に大学生は子どもとの年齢が近いこと、相談しやすく目標となりやすい存在であり、担い手として活用する事例が多く見られます。
- また、地域の学習指導経験者や福祉関係者、元教員などを活用することも有効であり、教育委員会や教員OB団体、社会福祉協議会などと連携することで人材を確保しやすくなります。

#### ⑧個人情報への配慮

- 生活困窮者であることを知られたくないと考える保護者が大多数であることから、事業実施に際しては、その点への配慮が不可欠です。一方、事業を実施する自治体側は個人情報の取扱いに苦慮しており、生活困窮者自立支援法や個人情報保護法などによる守秘義務の規定を遵守する必要があります。
- 支援の効果を高めるためには、関係機関との情報共有が重要ですが、その際には支援会議を活用し、構成員に守秘義務を課すことで、情報交換と連携を可能にしています。関係機関等と個人情報を共有する際は、本人の同意を得るなど適切な手続きを踏むことが必要です。

#### ⑨他自治体との共同実施

- 学習・生活支援事業の実施において、小規模自治体では支援対象者の少なさや社会資源の確保が課題となることがあります。そのため、近隣自治体と連携して実施することも考えられます。
- 共同実施には、事業費削減、人材確保の容易化、支援の質の均等化、ノウハウの蓄積といった利点も期待できます。

#### ⑩目標設定、効果測定

- 学習・生活支援事業の目的は貧困の連鎖を防ぐことであり、そのためには事業の効果を測定し、目標を明確化することが重要です。目標設定により、支援の効果・成果を可視化し、必要な改善を加えることが可能となり、PDCAサイクルを回すことが可能になります。
- また、目標設定は自治体と関係機関の連携を強化し、支援の方向性を統一する役割を果たします。定量・定性データを活用することで、事業の成果を可視化し、政策決定や予算確保の根拠とすることも可能です。

#### ⑪保護者支援の充実

- 保護者が就労していない生活困窮者世帯では、生活リズムや生活習慣が整っていない場合が

多く、保護者への支援が不可欠です。また、子どもに向けた支援のみでは保護者へのアプローチができず、子どもが暮らす家庭の学習・生活環境の改善には限界があります。そのため、子どもだけでなく、保護者支援を充実させることが、事業効果を高めるためにも重要です。

事業実施機関
--------

株式会社 日本能率協会総合研究所  
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22  
TEL 03-3578-7500